

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日：2013年4月3日

労働安全衛生法で書類送検

大阪労働局は安全管理の責務を長期間放置したとして印刷会社を労働安全衛生法違反で書類送検しようと考えています。

同社の従業員が胆管がんを発症していますが、発症の原因は企業の管理体制にあると判断したようです。

厚生労働省は、すでに労災認定しているので、発症と業務の因果関係を認めていることとなります。

以下日本経済新聞から引用します。

従業員らに胆管がんの発症が相次ぎ、労働安全衛生法違反の疑いで家宅捜索を受けた大阪市の印刷会社「サンヨー・シーフィピー」が、法律で定められた産業医を10年以上にわたり選任していなかったことが2日、分かった。

大阪労働局は同日午後3時半ごろ、本社の家宅捜索を終え、関係書類などを押収した。同社が安全管理の責務を

長時間放置したことが被害拡大につながったとみて裏付ける方針だ。

労働安全衛生法は、職場での労働者の安全と健康の確保を目的とし、事業者の責務を明記。同社は社員50人以上の製造業に該当するため、衛生管理者、安全管理者、産業医を選任し、安全衛生委員会を設置することを義務付けられている。

同社によると、同社は2001年8月、合併に伴い社員が50人を超えたが、12年に大阪中央労働基準監督署から是正勧告を受けるまで、産業医を選任せずに放置した。

衛生管理者や安全管理者も任命や設置が放置されていた時期があることが判明しており、労働局は実態の解明を進める。

(2013.4.3朝刊より)

労働基準法や労働安全衛生法に違反すると刑事罰を与えられることがあります。

例えばこの事例でいう産業医の選任義務を違反したときは、50万円以下の罰金となっています。

最近の労働行政の臨検でも、産業医の選任、衛生委員会の開催、議事録の保管等を指導されることがあります。

これらは、業種に関係なく常時50人以上労働者を使用する事業場に義務づけています。

50人とは法人単位ではなく、事業場単位に注意する必要があります。法人全体で100人を超えていても、20人の事業場が5か所の場合、選任義務はありません。

事業場とは、支店、営業所等を言いますので、小さい拠点を複数ある企業では、該当しないケースもあります。

ただ、法律上は義務がなくても、ある程度の人数がいるなら、それなりの体制を敷いて、安全管理に注力する必要はあると考えます。